

重要事項説明書(介護予防含む)

社会福祉法人 まごころ

特別養護老人ホーム まごころの里 赤磐 短期入所生活介護

令和8年4月1日改定

短期入所生活介護 重要事項説明書(介護予防含む)

(特別養護老人ホームまごころの里 赤磐)

1 事業を営業者

事業者の名称	社会福祉法人 まごころ
事業者の所在地	赤磐市西軽部1244-1
法人の種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 難波 秀之

2 事業を実施する施設

施設の名称	特別養護老人ホームまごころの里 赤磐		
施設の種別	併設型短期入所生活介護事業所		
施設の所在地	赤磐市西軽部1244-1		
施設長名	檜作 知子		
介護保険指定番号	3372201156		
電話番号	086-957-4848	FAX番号	086-957-4849

3 実施する事業

事業の種類		赤磐市長(施設)・岡山県知事(居宅)の事業者指定		利用定員
		指定年月日	指定番号	
施設	地域密着型 介護老人福祉施設	平成21年10月1日	3392200063	29人
居宅	短期入所生活介護	平成21年10月1日	3372201156	9人
	介護予防短期入所生活介護	平成21年10月1日	3372201156	

4 事業の目的と運営方針

事業の目的	この社会福祉法人は、地域密着型特別養護老人ホームとして、要支援及び要介護状態及び要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定短期入所生活介護サービスを提供することを目的とする。
運営方針	<p>当施設は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、短期入所生活介護(介護予防)計画に基づき、その居宅における生活の継続を念頭において、利用者の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する。</p> <p>当施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。</p>

5 事業所の概要

(1) 敷地及び建物

敷 地		1.631㎡
建 物	構 造	木造
	延床面積	1.530.92㎡
	利用定員	短期入所9人

(2) 居 室

居室の定員	部屋数	面 積	1人あたり面積
1人部屋	9室	123.44㎡	13.71㎡

注)居室10室ユニット×2、居室9室ユニット×2(内、1ユニットがショート)を構成。全4ユニット

(3) 主 な 設 備(特別養護老人ホームと共用)

主 な 設 備	数	面 積	主 な 設 備	数	面 積
食堂・機能訓練室	4	352.50㎡	サービスステーション	4	19.62㎡
セミパブリック	2	164.53㎡	相談室	1	7.15㎡
一般浴室・脱衣	4	38.86㎡	厨 房	1	56.10㎡
特別浴室・脱衣	1	29.16㎡	宿直室	1	21.02㎡
便所・汚物処理	16	45.74㎡	介護材料室	6	41.96㎡
医務室	1	14.58㎡	外来・職員便所	2	8.95㎡
事務室	1	36.58㎡	ボランティア室	1	14.58㎡

注)洗面については、すべての居室内に設置

6 従業者の体制及び内容

従業員の職種	人員数	内容
施設長(管理者)	1人 常勤	事業所従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
介護支援専門員	1人 常勤	介護計画の作成等を行う。
生活相談員	1人 常勤	利用者又はその家族からの相談に応じ、利用者の自立支援を行う。
介護職員	4人以上 常勤換算	利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮し、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の援助を行う。
看護職員	1人以上 常勤(兼務)	利用者の健康状態の把握と、医師の指示に基づき看護業務を行う。
機能訓練指導員	1人 常勤(兼務)	日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
医 師	1人 嘱託医	利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
管理栄養士	1人 常勤又は非常勤	食事の献立作業、栄養計算、利用者に対する栄養指導等を行う。

7 従業者の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
施設長(管理者)	8:30 ~ 17:30
介護支援専門員	
生活相談員	
介護職員	早出 7:00 ~ 16:00 遅出 11:00 ~ 20:00 夜勤 16:00 ~ 9:00 ※夜間は、2ユニットに1名の介護職員を配置します。
看護職員	8:30 ~ 17:30
栄養士	
医師	週1日(水) 14:30 ~ 15:30 ただし、緊急時は随時

8 居宅サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種類	内容
排せつ	利用者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行う。
入浴	利用時に1回以上の入浴を行う。体調不良等にて入浴できない方には、清拭を行う。
健康管理	短期入所生活介護(介護予防)は原則、在宅介護のため主治医が行う。特段の事情がある場合に限り、主治医の紹介状にて嘱託医が担当する。 (当事業所の嘱託医) 医師氏名: 洪藤 育男 (病院名: 洪藤内科) 診療科: 内科、 診察日: 毎週火曜日
離床・整容	寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮する。個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助する。
シーツ交換	シーツ交換は週1回以上行う。
洗濯	衣類の洗濯を行います。ただし、素材によっては洗濯ができないものもある。

種 類	内 容
相談及び援助	当事業所は、利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うように努める。 相談窓口(生活相談員): 小夏 真理
送 迎	当事業所の送迎車で入退所の送迎を行う。 ※通常の送迎実施地域以外の送迎より超えた所は、100円/kmの追加料金とする。
金 銭 管 理	金銭の預かりはしないこととする。

(2) 上記介護保険サービスの自己負担額(1日あたり、1割負担の場合)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス費	529円	656円	704円	772円	847円	918円	987円
連続61日以上利用の場合			670円	740円	815円	886円	955円
連続31日以上利用の場合	503円	623円					

送迎加算	184単位/片道	緊急短期入所受入加算	90単位/日
療養食加算	8単位/回 (1日3回を限度)	サービス提供体制加算Ⅲ	6単位/日
連続31日以上利用した場合(要介護)	-30単位/日	サービス提供体制加算Ⅱ (空床利用の場合)	18単位/日
看護体制加算Ⅰ	4単位/日	生産性向上推進体制加算Ⅱ	10単位/月
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ): 上記サービス費及び全加算項目を算定した月単位の14%の金額			

- ※ 加算は個別に対応した場合のみ算定する。
- ※ 高額介護サービス費の制度
一定以上の負担の場合は、高額介護サービス費の対象となり、超える部分について支払いの減免がある。詳細: 赤磐市介護保険課(086-955-1116)
- ※ おしめ代については、介護保険給付サービスの中に含む。ただし、当事業所指定のものに限る。

(3) 介護保険給付以外のサービス(法定外給付サービス)

サービスの種類	内 容		
食 事	<p>栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供する。食事はできるだけ利用してユニット内の食堂で摂れるよう配慮する。栄養状態によっては、栄養補助食品の使用を相談する。</p> <p>朝食 8:00 ~ 10:00 (食事時間) 昼食 12:00 ~ 14:00 夕食 18:00 ~ 20:00</p>		
滞在費	室料(光熱水費、燃料費、修繕費含む)		
食費・滞在費の額 (1日あたり)	食費		居室費
	朝食	349円	2,066円
	昼食	574円	
	おやつ	50円	
	夕食	522円	

※食費・滞在費について…利用者が利用料の負担軽減制度及び補足給付等の申請を行い、これが認定された場合は、下記の額とする。

利用者負担段階	食 費 (円 / 日)	滞 在 費 (円 / 日)
第 1 段 階	300円	880円
第 2 段 階	600円	880円
第 3 段 階(第3段階①)	1,000円	1,370円
第 3 段 階(第3段階②)	1,300円	1,370円
第 4 段 階	1,445円	2,066円

理髪サービス	外部業者による理髪サービスを利用	1回 1,500円～
日常生活品・嗜好品の購入代行	日用品の購入代行あり	購入代金実費
通院・入院及び予防接種	<p>当事業所の職員による健康管理や栄養指導は、介護保険給付サービスに含まれているが、嘱託医の診療、他の医療機関での医療等については、医療保険適用により、別途自己負担とする。また、緊急事態により、病院受診又は入院された場合、交通費を徴収する。</p> <p>インフルエンザ等による予防接種</p>	実 費

9 利用料について

利用料金については別紙料金表を参照とする。

※ 利用料金の支払方法

利用料金の支払方法は、下記の方法から選択することができる。

- 1 指定の金融機関から自動引き落とし
- 2 当施設が指定する金融機関に振込み(振込手数料は自己負担)

※ 利用料金の支払時期

当月利用いただいた料金は、末日締めとし、翌月20日までに請求書を送付する。

10 身体拘束の禁止

当事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束」という)を行わない。

- (1) やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、家族等への説明と同意の上、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録する。
- (2) 初回利用時は、安全上の観点から動作感知センサーを設置する。

11 虐待の防止

- (1) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な指針や体制の整備を行う。
- (2) 高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたり、従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解するものとする。
- (3) 虐待等を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置を講じる。
- (4) 虐待が発生した場合には、手続きが迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に関催・研修(年2回以上)をするとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (6) 前5号の措置を適切に実施するための担当者を置く。

12 苦情申立窓口

当事業所のサービスについて、不明の点や、疑問、苦情時の相談先

苦情解決受付担当者	生活相談員 小夏 真理	086-957-4848
苦情解決責任者	管理者 檜作 知子	086-957-4848
その他窓口	岡山県国民健康保険団体連合会	086-223-8811
	岡山県備前県民局事業者第一班	086-272-3915
	赤磐市介護保険課	086-955-1116

※円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制、手順

- (1) 担当者は、直ちに利用者側と連絡を取り、直接利用者宅に行くなどして事情を聞き、苦情内容の詳細を確認する。
- (2) 担当者は、苦情の内容を管理者に報告し、管理者は担当者を含む全職員を招集、苦情処理に向けた検討会議を開催する。
- (3) 検討会議の結果を基に処理結果をまとめ、管理者は必ず翌日までに具体的な対応を指示する。
- (4) 担当者は、利用者宅を訪問し謝罪するとともに、検討結果を説明する。また、居宅介護支援事業者へも顛末を報告する。
- (5) 担当者は、苦情処理結果記録を台帳に記載、整理する。管理者は再発防止に努めるよう全職員に徹底する。

13 緊急時の対応

事業所は、緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法、配置医師との連携や診察を依頼するタイミング等、利用者の急変等に備えるための対応方針を定める。

14 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに岡山県備前県民局、市町村、家族等及び居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。また、サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰さない事由による場合は、この限りではない。

15 非常災害時の対応

災害時の対応	別途定める「特別養護老人ホームまごころの里 赤磐消防計画」にのっとり対応を行う。			
近隣との協力関係	近隣住民、地区消防団等と協力体制を取り、非常時の応援を依頼する。			
平常時の訓練	別途定める「特別養護老人ホームまごころの里 赤磐消防計画」にのっとり年2回以上の夜間及び昼間を想定した避難訓練を利用者の方も参加して実施する。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	消火器	全9個
	非常階段	2ヶ所	誘導灯	11ヶ所
	自動火災報知器	あり	火災通報装置	あり
	消火用散水栓	2ヶ所	自家発電器	あり
	避難器具(滑り台)	2ヶ所		
	カーテンは、防火性のあるものを使用。			
防火計画等	消防署への提出日 :		令和7年2月1日	
	防火管理者 :		鳥越 淳成	

16 第三者評価の実施状況(有・無)

実施年月日

評価機関

評価結果

17 当事業所利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	<p>面会時間 : 9:00～17:00</p> <p>来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度従業者に届出をする。来訪者が宿泊される場合には、必ず事前に許可を得る。なお、緊急やむを得ない場合は、相談する。</p>
外出	外出の際には、必ず行き先と帰所時間を従業者に申し出る。
居室・設備・器具の利用	事業所内の居室や設備、器具は本来の用法に従って利用する。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償しうることがある。
喫煙	敷地内全面禁煙(禁煙には電子たばこ・加熱式たばこ含む)とする。
迷惑行為	騒音等他の利用者の迷惑になる行為は禁止する。また、むやみに他の利用者の居室等に入らないこと。
所持品の管理	原則として、従業者対応とする。
現金等の管理	原則として、本人管理は禁止とする。 利用者保管の場合、事業所としては責任を負いかねない。
宗教・政治活動	事業所内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動は禁止する。
物品の販売	事業所内での物品の販売は一切認めない。
動物飼育	原則として、事業所内へのペットの持込み及び飼育は禁止する。
入院時における契約終了	利用者が医療機関に入院する必要がある場合、速やかに家族に連絡をする。入院をした場合はその日をもって契約を終了とする。緊急を要する場合には、当事業所の協力病院での診療、入院の措置をとることがある。

18 個人情報利用同意書

(1) 使用する目的

- ①介護保険における介護認定の申請、更新又は変更のため。
- ②利用者に関わる介護計画(ケアプラン)を立案し、円滑にサービス提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため。
- ③医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、保険者(市町村)及びその他社会福祉団体等との連絡調整のため。
- ④利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要がある場合。
- ⑤利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため。
- ⑥利用者の介護保険・会計経理事務処理及び審査支払機関・保険者(市町村)からの照会への回答。
- ⑦損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等。
- ⑧その他サービス提供に必要な場合。
- ⑨当事業所のパンフレット・事業所内研修・掲示物・広報誌などにおいて、利用者の映像・写真を使用した場合(肖像権)。
- ⑩上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合。

(2) 個人情報の内容

氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者がサービスを提供するために最小限必要な利用者や家族に関する情報。

- ①個人情報の提供は必要最小限の範囲内とし、サービス提供に関わる目的以外には決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、関係者以外の第三者に漏れることのないよう細心の注意を払う。
- ②個人情報を使用した会議の内容や相手方等について経過を記録し、請求があれば開示する。

(3) 使用する期間

介護サービス・介護予防サービス提供に必要な期間及び契約期間。

私は本書面に基づいて、特別養護老人ホームまごころの里 赤磐の次の従業者
(職名 生活相談員 氏名 小夏 真理)から上記重要事項の説明を受け、
サービス提供開始に同意する。

令和 年 月 日

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

代筆者

住所 _____

氏名 _____ 印

本人との関係 _____

家族代表者

住所 _____

氏名 _____ 印

本人との関係 _____